

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 在沖米側要人記者
会見・講演

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43210

昭和三十九年

沖縄1 1-1-0-5

ファイル情報インデックス・シート

* 年別移管番号									

目次番号	目次件名	目次別保存区分
◎	在沖米側要人記者会見、講演	☆
◎		☆
◎	昭和39年(1964年)	☆
◎	昭和40年(1965年)	☆
◎	昭和41年(1966年)	☆
◎	昭和42年(1967年)	☆
◎	昭和44年(1969年)	☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆
◎		☆

* 印は記録室記入欄

分類番号	地域・国名コード	概念語
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△
◇	<input type="checkbox"/>	△

(注) この頁は記録室記入用

アメリカ局長
参事官
北米課長



外務省アメリカ局長 殿

総南連第1427号
昭和39年6月27日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

琉球政府及び諸団体主催の送別集会における

キヤラウエイ高等弁務官の挨拶について

6月26日当地で開催された標記集会におけるキヤラウエイ
高等弁務官の挨拶文(6月26日付民政府新聞発表第64-
169号)2部別添送付する。

本信写送付先 外務省アメリカ局長(付属物1部)

送付	急
要研究	
議	
田	
有馬	
廣	
大崎	
吉津	

総
理



3555

NEWS RELEASE
Please Note Date



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS
APO 48, SAN FRANCISCO, CALIF.
TEL: 78143
72941

NEWS RELEASE: 64-169

June 26, 1964

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

禁止 禁止 禁止
注: 1964年6月26日、午後2時以降に発表のこと。
禁止 禁止 禁止

1964年6月26日那覇在の国映館で午後
2時から催される琉球政府主催の送別会に
於けるポールW.キヤラウエイ高等弁務官
の挨拶文。

大田鶴夫妻、長嶺御夫妻、仲松御夫妻、来賓並びに御来場の皆様。

温かい友情の現われとしてこの催しに御参加なされたすべての人々に対
して、又、将来私達が懐しみをもつてながめる思い出の全集に王冠石をか
ざる機会を与えて下さいました事に対して、私も、ミセス・キヤラウエイ
も御礼を申し上げます。

過去三年有余の間におきまして、私は琉球政府及び住民と共に働く光
榮と特権をもつて参りました。この協力から生れてくる結果は、当地の
住民にとつても、西太平洋の平和の為に、そして自由世界にとつても、
重要性をもつものである。西太平洋に於ける最も重要な自由世
界の軍事基地の所在地として、琉球列島は、平和を維持する為に、そして
任みよい世界秩序の樹立の為に意義ある貢献をなして参りました事は
歴史がこれを記録することでありましょう。歴史のしからしむ処により、
世界秩序に対する重要な挑戦が、がつちりととり結まれたところが琉球で
あります。当地に於ける自由世界の目的に参加又は支持するすべての人
々のお蔭で、今迄のところ、この挑戦に対応することが出来ました。

環境の漸は琉球におしよせ、当地に自由世界防衛の臨界点と言う役割が
与えられております。琉球社会の責任ある有志は堂々とこれに対応して
参りました。最も重要な自由世界防衛基地の一つとして、その役割を果
すに当り、結果として琉球住民に生計の道を与え、而も空前の経済並びに
社会発展をもたらしております。かゝる好結果をかもし出しました幾多
の事業を計画、或いは実施するに当り、展達出来た事を、ミセス・キ
ヤラウエイも、私もこれを幸いといたすものであり、琉球住民の為に、恩

恵がもたらされた事に対し、善意あるすべての男女と喜びを共にわかち合うものであります。色彩豊かな海面に囲まれ、絶景を誇る夕日を持ち、そして皆様を住民とする当地を去るに当り、ごく僅しくない期間に、個人として大多数の皆様と再びお目にかゝる機会を私達は持たないのであります。これは私達の意志とするものではなく、環境の為であると言うことを御了解して下さい。島々の美しさ、捧われて参りました友情、及び私達二人に差しのべられました皆様の大きな支持を、私達は楽しんで参りました。皆様は常に礼節を守り、皆様の御親切は身に溢るるものがあります。皆様を訪問するに当り、何時も御丁寧なもてなしに必ず私達にとつて忘れることの出来ないものであります。1961年2月に来島して以来、住民としての皆様に対する私達の敬服の念は、日増しに深くなつて参り、自分自身の為にも、子孫の為にも、よりよい世界にあこがれを持つ皆様と皆様の希望及び抱負をわからあいたい気持ちが段々濃くなつて参りました。御列席の皆様に対して私達は別れをお告げいたしておりますが、これを以つて琉球の住民のすべてに対する私達のさよならの挨拶とさせて戴きます。お別れに当り、皆様が長年にわたり平和の生活をお送りし、御幸福、御健康のもとに、皆様及び子孫に御繁栄がもたらされるよう心からお祈りいたすものであります。御気遣よう。

(完)

27

大 臣	アメリカ局長
事務次官	参事官
外務審議官	北米課長
官 房 長	
官 務 参 事 官	
ワトソン高等参事官の施政方針表明の件	
(38 . 8 . 11)	
(米 北)	
8月11日 茲 特達局第一課長より、藤田南連隊長より電文として次のとおり連絡	
した。	
ワトソン高等参事官は、本日琉球政府立法院において、就任挨拶の演説を行つたが、その中で、	
(1) 日本政府との連絡を緊密にし、協議技術両委員会を活用を計ること	

15/8

(2) 行政事務の内、環球政府へ移管でき
 るもの検討を行なうこと
 の2点を基本方針として施政を行なうこと
 を明らかにした。

また、個々の議員と個別的に話し合い
 意見を聞く機会を~~増や~~たいと述べた。

GA-6

外務省

アメリカ局長 参事官 **寫**
 外務省アメリカ局長 殿

総南連第1839号
 北米課長
 昭和39年8月12日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

立法院におけるワトソン高等弁務官の
 挨拶について

往電第225号をもつて報告した標記の件に関し、挨拶文テキ
 スト(8月11日付民政府新聞発表第64-214号)別添送付

7/21

要処理要連絡

要研 急

課 長

藤 吉 田

有 馬

渡 辺 平 川

大 崎 吉 津

1/14

本信写送付先 外務省アメリカ局長

39.8.17
 185

総 理 府

4564

NEWS RELEASE
Please Note Date



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS
APO 48, SAN FRANCISCO, CALIF.
TEL: 78143
72941

NEWS RELEASE: 64-214

August 11, 1964

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

禁 止 禁 止 禁 止
注: 1964年8月11日(火)午後2時以降発表する事。
2時まで、要約、言及、揣測をしないで下さい。
禁 止 禁 止 禁 止

1964年8月11日午後2時、琉球政府立法院
議員へのアルバート・ワ、ソシエ 高等弁務官
の挨拶文。

立法院議長並びに議員の皆様。

本日、私を立法院に招き、挨拶をする機会を私に下さいました長嶺議
長に対して御礼を申し上げます。

琉球住民の代表として選出されました皆様を、より良く知りたいと言
う意味で私はこちらまいりました。而し、唯今、皆様に提示出来る
立法計画とか、如何なる立法をすべきか、又はすべきでないかと言う提
案又は勧告を私は持ち合わせていないのであります。もう既に大勢の
皆様とお目にかゝつたのであります。いづれ近いうちに、立法院の各
議員一人一人と個人的に私は直接知己を得たいと考えております。

私は、具体的な政策に関する重要な発表をいたす用意を目下持ち合わ
しておりませんが、私が責任を持つ政策に就いては全面的に再吟味を開
始いたしました。これは後しばらく時日を要するものであります。
健全なものは、これをそのままにし、もはや目的遂行にかなわないもの
はこれを廃止することになります。

政策や計画を進展するに当り、基礎となるべき二つの一般方針を設
置する用意を私は持つております。これは記者会見に於いて既に話題に
上つたことのあるものであります。これをこの席上に於いて正式に述
べるのが好しいと私は思つております。

即ち、

1、最初に、琉球住民の福祉安寧を対象とする業務を進行する目的をもつて、合衆国民政府は今後共、日本政府と緊密に力を共にするものであります。日本政府に於いて提供の用意があり、琉球に於いて有効的に取次の出来る有益な援助を我々は受諾するものであります。当地の真の必要に応ずるような共同援助計画を具体化するに当り、最近設立されました日米協議会並びに日、米、琉、技術協議会が重要な機関として活用されることとなります。

2、次に、琉球政府にどう言う業務が移管出来るかを決定する為に、合衆国民政府に於いて現在取り扱われている諸業務の検討を我々は継続的に行うこととしてあります。業務の移管は一夜、又は転卒になされるものではなく、徐々になされる性質のものであります。

琉球政府の三部門に於いて、並びに琉球政府と合衆国民政府間において全面的そして心からの協力を果たすして、政治、経済、及び社会面に未だ残余する重要な諸問題の解決を期することは出来ないものと私は信じております。我々のすべてが協力することにより障害物を取り除き、住民の福祉を向上する為の諸計画を樹立及び実施することを期する権利を琉球の住民は持つております。住民の利益を真に考慮して打ち出された諸計画の遂行に当り、合衆国民政府は皆様及び行政府と協力して行くものでありますと言ふ事は私は確約するものであります。琉球住民への恩恵を實質的に反映するすべての業務及び計画面に於いて私の施政を全面的に皆様が協力することは私は希望致し且つ期待致すものであります。

私は既に皆様方と会見することを開始したしてありますが、今後数週間以内に於いて個人的に又はグループとして皆様方とお会いすることをなお継続いたし、以つて相互目標を樹立し、実施するに当り必要な措置に關して皆様の御意見をおうかがいしたいと思つております。尚、私は近い中に皆様の地区を訪れて行きたいと考えております。

立法事項に關する私の大方の見解として皆様方に知つて置きたいことは、対内的に適用されるすべての立法事項について立法権を行使する権限を皆様方の機関は持つものであると論じている行政命令の案項を私は全く文字通りに受けとるものであると言ふこととあります。私で出来ますこととしてしたら立法院に対して出来るだけ援助を与えたいと思つております。

ここに再び私が登壇するのは来年1965年の2月1日と思ひますが、それ迄に、我々が共に関心を持つ諸問題が出来るだけ多く解消又は減少されることを期待いたして私の挨拶といたします。

(完)

NEWS RELEASE

Please Note Date



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
APO 48, SAN FRANCISCO, CALIF

TEL: 72153
72941 EXT: 32

NEWS RELEASE: 64-214
August 11, 1964

EMBARGO EMBARGO EMBARGO
NOT FOR PUBLICATION OR BROADCAST PRIOR TO 2 P.M. TODAY, TUESDAY, AUG. 11, 1964.
NOT TO BE SUMMARIZED, ALLUDED TO OR SPECULATED ABOUT PRIOR TO 2 P.M., TODAY
EMBARGO EMBARGO EMBARGO

TEXT OF REMARKS PREPARED FOR DELIVERY BY
HIGH COMMISSIONER ALBERT WATSON, II, TO THE
MEMBERS OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS'
LEGISLATURE, AT 2 P.M., TODAY, TUESDAY, AUG. 11, 1964

Mr. Speaker and Members of the Legislature:

I want to thank Speaker Nagamine for having invited me to address a few remarks to the Legislature today.

The purpose of my visit is to become better acquainted with you, the elected representatives of the Ryukyuan people. At this time I have no legislative program to lay before you, and no suggestions or recommendations as to what laws should be enacted or not enacted. I have already met many of you, and I hope before long to get to know each member of the Legislature personally and individually.

I am not yet ready to make any profound announcements of specific policy. I have begun a review of all aspects of policy, for which I'm responsible. This will require some time. That which is considered sound will be retained, while that which no longer serves a useful purpose will be discarded.

I am ready to establish two general guidelines upon which policy and program development will be based. These have been mentioned before in various meetings with the press, but I think it may be desirable to formalize them at this time:

1. First, the United States Civil Administration will continue to work closely with the Government of Japan in the development of measures looking toward the welfare and well-being of the Ryukyuan people. We shall accept any

(Over)

EMBARGOED, 2 P.M. AUG. 11, 1964

useful aid that the Government of Japan is prepared to give, and which can be usefully absorbed by the Ryukyus. The recently established Consultative Committee and Joint United States-Japan-Ryukyus Technical Committee will be utilized as vital agencies in shaping joint aid programs which meet the real needs of these islands.

2. Second, we will continue to review functions currently performed by the United States Civil Administration, with a view to determining which of these can be transferred to the Government of the Ryukyu Islands. The transfer of functions will not be abrupt nor hasty; it will be gradual.

I am convinced that the major remaining problems in the political, economic, and social fields cannot be solved without full and willing cooperation among all three branches of the Government of the Ryukyu Islands, and between the Government of the Ryukyu Islands and the United States Civil Administration. The people of the Ryukyu Islands have a right to expect that we will all cooperate to remove obstacles and to design and implement programs to enhance their welfare. I assure you that the United States Civil Administration will cooperate with you, and with the Executive Branch, in any and all programs which are sincerely designed to serve the interests of the people. I hope and expect that you will cooperate fully with my administration in all activities and programs which demonstrably will react to the benefit of the Ryukyuan people.

Already I have begun, and during the next few weeks I should like to continue, to confer with you, individually and in groups, in order that I may have the benefit of your thinking about measures that need to be taken to establish and implement our mutual objectives. I also hope to visit your home districts in the very near future.

As a general approach to legislative matters, I want you to know that I take quite literally the provision in the Executive Order that this body is authorized to enact legislation on all subjects of domestic application. It is my intention to assist the Legislature in any way I can. My next appearance before this body will probably be on 1 February 1965. In the meantime, I expect th

EMBARGOED, 2 P.M. AUG. 11, 1964

that much will be accomplished toward reducing or eliminating the problems which we are jointly concerned.

(END)

EMBARGO

EMBARGO

EMBARGO

NOT FOR PUBLICATION OR BROADCAST PRIOR TO 2 P.M. TODAY, TUESDAY, AUG. 11, 1964.

NOT TO BE SUMMARIZED, ALLUDED TO OR SPECULATED ABOUT PRIOR TO 2 P.M., TODAY

EMBARGO

EMBARGO

EMBARGO

タイプ指示	発信用	執務用	計
主	信	/	2
付	別添(2) 1 添送(2)		
属			

発送日 昭和39年8月21日
 発信 ⑤ ②④ ②④

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号	米北 第 9/2 号	公 信 日 付	昭和39年8月21日
大 臣	主 管	起 案 日	昭和39年 8 月 19 日
政 務 次 官	アメリカ局長	起 案 者	電話番号 125
事 務 次 官	参事官		
外 務 審 議 官			
官 房 長	主 筆 米北		
受 信 者	在米武内大使	発 信 者	権名大臣
送 付 先		(希望先送日)	
件 名	琉球政府立法院におけるワトソン高等弁務官の挨拶について		
	本件は向心、総理府特別地域連絡局より別添のとおり通報越したから、参考までに御送付する。		
	何送付す。		
GA-2	外務省	回覧番号	21 120

付属物添付

外 務 省



米北第9/2号

昭和39年8月21日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

琉球政府立法院におけるワトソン
 高等弁務官の挨拶について

本件に関し、総理府特別地域連絡局より別添
 のとおり通報越したから、参考までに御送付す
 る。

付属物添付



外務省アメリカ局長

アメリカ局長 〆
参事官 〆
北米課長 〆

総南連第2526号

昭和39年11月5日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

高等弁務官の最近の政情等に関する発言について

11月4日午後7時30分から30分間にわたり、ワトソン高等弁務官は、当地のテレビ、ラジオを通じて最近の政情等に関して所信を放送した。

内容は、別添のとおりであるが、これに対する若干のコメントは次のとおりである。

記

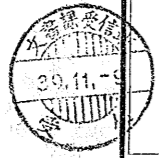
- 1 琉球は日本本土の一部であり、世界の情勢がその日本復帰を可能にする日の近いことを待望するというケネディ声明と同旨の希望をのべていること。
- 2 軍事基地と施政権とを分離して施政権のみの返還を考えると軍事基地効力維持の点で困難であることを断言していること

と(臼井私見の否定)

- 3 主席公選の希望に対しては考慮を払っているが大統領行政命令の改正はあらゆる面から検討すべきであつて軽はずみになされるべきではないということ。
- 4 琉球を日本の県と比較する人があるが、琉球政府の機能の80%は日本政府によつて行なわれているものであつて、日本政府の下にある県と一国的存在の琉球とを同視することはまちがいであるとのべていること。(しかし、この点はおつばら機能上の比較のみをとりあげており、社会福祉、生活水準からの比較に論及しないことは妥当でないと思われる。)
- 5 10月29日、31に見られた主席指名臨時議会の阻止団体の行動を非難し、法に照らして処罰されるべきことを強調していること。
- 6 10月8日から9日未明にかけて行なわれた与党議員団との会談について誤解があり「住民が眠っている間に開かれた」という者があるが、立法院議員は選挙民の眠っている間も住民の利益のために働いていたということにほかならぬと弁護していること。(しかし、このあたりの弁護はやや危弁のそしりをまぬかれないところがあると思われる。)

(本信写送付先) 外務省アメリカ局長

要処理	要連絡
要研究	至
課	課
利	河
齊	藤
有	馬
渡	辺
大	崎
中	田
後	藤



NEWS RELEASE
Please Note Date



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT
APO 48, SAN FRANCISCO, CALIF
72941 EXT. 32

NEWS RELEASE: 64-294

November 4, 1964

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

禁止 禁止 禁止
注: 1964年11月4日午後7時30分頃、発表を控えること。
禁止 禁止 禁止

1964年11月4日(水)午後7時30分沖縄の

日本語並みに英語のラジオ、テレビ放送

局を通じて放送される琉球住民に対

する米国高等弁務官アルバート・ワッソニエ

の演説

今晚私は、私たちがとって共通の興味と関心のある問題につくべきだけ多くの琉球の皆様方とラジオ、テレビを通じてお話し見たいと思っております。

3ヶ月前に当地に着任して以来、私は琉球の住民に選ばれた代表者たち、つまり立法院議員達や市町村の大多数の方々と直接会って話す機会を得たのであります。

私は又、広範囲にわたる住民の代表的な方々と色々な問題について話し合っただけで、皆様の心構えや意見

や希望に關係のあることは、知る限り知る必要があると思っております。私はできるだけ多くの皆様方と会い努力を怠りません。

私は琉球の住民とアメリカ人は相互に尊敬し合ひ、真心からの友情で結ばれていると思っております。

又、この關係が今後ますます強くなることを希望しております。私は高等弁務官として当地に在任中であるだけ、

本範囲にわたる人々と相互に関心のある問題について今後とも検討を一つけて行くつもりであります。

これまでお会いした方たちの心からの友情と正しい見解と率直さにかつ私は大変良い印象を受けております。

私は琉球の住民がその子々孫々とも^{とも}平和に生活し幸福と繁栄を享受できる健全な社会を建設することに協力したいと云う気持ちをもっておられることがよくわかるようでありました。

私たちにはいくつかの問題がありますが、これらの問題はすべて友好的雰囲気の中で解決できるものと確信しております。故ケネディ大統領は「我々は関係者すべてが寛容と相互理解の精神で対処しなければならぬ事態に直面している」と云っております。

ケネディ美明の精神に従って、私はこれまで合つて言合した

あなたにアメリカが彼等の友だちであり、又、日本の友だちであること、極東におけるアメリカの重要な政策は日米間のパートナーシップであること、琉球は日本本土の一部であつて私たちがアメリカ人は皆さんや皆さんの

この島が好きであるか、皆さんを皆さんの祖国から引き

離そうかという考えは毛頭持っており、将来自由世界の安全が確保される琉球が日本の統治下に完全に復帰できる日を期待していることなどを付け加へるよう努めようであります。

日本復帰の問題に関連して、或る人々は或る程度迄の復帰を唱え、もし日本に琉球列島の施政権をゆだねるならばアメリカが今迄通り琉球に軍事基地を保持してもよいと云う人もあります。私は此の議論に対して次のようにお答えしたいのであります。即ち軍事基地移構は規模が大きく琉球経済全体の主要な部分を形成していること。従って軍事基地の行政だけをその他の琉球の行政面から分離することは仲々むずかしいこととあります。

- 此の基本的な目的は軍事基地の能力を維持することとあり、施政権の分離は此の目的達成をたすけるものではなく、むしろそれを弱めることしかありません。

バトラー極東担当国務次官補が指摘したように、ヒュートが提案した^{おに}アメリカが琉球から軍事基地を引揚げることは日本及び極東全域の安全に対する極度の深刻な打撃となるのであります。

「先週の本 金 五曜に起った事件以来、私はおれが信じ、且つ尊重してゐるすべからぬものかといふ法律に依存してゐるかといふことについて再考をすべき時期に来ていると思ひます。あらゆる文明国の住民、即ち近代的、民主的國家の住民は暴徒の支配を受けて生活してゐるのではなく、法の支配を受けて生活してゐるのであります。私達の生活そのものが依存してゐる基本的価値は法の支配

に従うことについての維持することからできることあります。
法律は私たちが誰一人として自由を享受することはできません。集会の自由、宗教の自由、言論の自由、庄厳に生活することからなることでもあります。法律がなければ私たちが平和に生活し、財産をたくわえ、芸術を育み、知識を求め、仲間同士と一語に生活を楽しむことできません。法律がなければ私達は安心して生活することからできません。私たちが、私たちの家族は略奪を目的とする人たちの餌食になるばかりであります。

如何に地位の高い役人でも法律の支配を受けないでよいことにはなりません。又、如何に身分の低い者でも法律の保護を期待できないことにはなりません。

法律には琉球列島高等弁務官も、琉球政府の役
○人々も立法院議員も、且つ又、すべての住民が従わなければならないことあります。法律に従わなければ混
○乱と恐怖があるばかりです。従って、法の支配下における正義となり理想のため、且つ、社会のすべての人々が法律を尊重する精神を養成するため私達は今一度
○敵身的努力をおこなわなければならないことあります。住民各
○自が法律に従うと同時にその子供達が法律を尊重する
○よう訓練し、教育しなければなりません。教師としての重大
○な使命を自覚している人々はすべての法律を尊重し守らなければならないことを教えるべきであります。皆様に暴力に訴ふる

手段を容赦しはなりません。アメリカ民政府も容赦しない
つもりであります。

私は先週、或る無法な団体や無責任な人たちが暴
力に訴ふる手段をとったことにご当惑しました。皆様も同様
にご当惑されたことと思います。

彼等は五法院の過半数以上の議員が行使した
こと合法的な手段をひどく侵害したのではありません。
これらの意見を異にする団体や個人はその後、法律に
より規定されている行政主席の選任制度が気に入ら
ないという理由から彼等が正当な法律上の手段を侵
害したことを正当化しようと努めておるのではありません。しかし
これは正当ではありません。制度上の変更を平和的に
主張したり陳情したり自分達の希望を自由に述べることは
彼等の権利であります。しかし、彼等を含めて、どこか
の間も法律を犯したり、法律違反を^{（支持し）}するものは合法的
権利や道徳的権利は持っていません。高等弁
務官として又責任者として私はこれらの法律や規則を
たとえどの時代のものであっても、私個人的に好むと
好まざるとにかかわらず、私はそれらに支持する義務が
あると思います。この意見は総ての人間により支持され
なければなりません。論争の手段は平和的な合法的
手段で法の改正を主張する権利があります。どのよう
な人間でも、その目的を達成するために暴力を用いてもよ
うな権利はありません。たとえその目的がその人にとつ
(5)

(6) 64-294

どんなに賞賛に値するものであつても決して暴力をふるふべきではありません。

皆さすの安寧福祉のためになることと云ふのはアメリカ政府は住民の利益に本当に役立つような改正案に対して真剣に耳を傾けるであります。

力づくでやることは折角よい方法を採用しようとしたことに却つてマイナスに

主席を選ばための琉球列島に於ける法律と云う

のは、大統領令行政命令であります。1957年の行政命令は直接任命を規定してあります。

然し、1962年の改訂案には進歩的処置がとられ、立法院による指名が打ち

出されました。行政命令を更に改正することは他の如何なる基本法にもあるように、おそろく必要であろうし、又

改正することは可能であります。しかしながら、その改正に当つては決して軽はずみに行はさるべきではなく、又

その内容に含まれるあらゆる分野に於ける徹底的な研究はしなくては

ならないのであります。関係当局に於ける条理を尽くし研究

と着議がなされる迄は我々はその改正が果して望ましいかどうかと云う

ことやその方向づけを定めることは出来ません。

ある団体又は個人は主席の公選を規定するための行政命令の改正を主張して

います。この問題は如何なる措置をも取る前に徹底的に研究されなければならぬ多くの面を擧げて

います。

行政命令の改正をうつつにしている人々は琉球を知事の公選を行つて

いる日本の県と比較します。多分、更に正確な比較は琉球に於いて主席を選

ぶ方法として用いられている過程と多々異なる点があるが、

この方法をくわしく研究して、いかに多くの人は琉球政府に於いて

現在進行している程能の約80%は本土の県政府に於いて行われて

いる程能と同じであること、法をいかに御存知

なっているか、(6)

(7) 64-294

- 現在の段階に於いては日本の県と琉球とを有効適切に比較することは非現実的であります。一体全体、主席公選を主張している人々が琉球政府の現在の機能が生土の県並みの機能に縮小されることをお考えに付ておられるのでしょうか。私が今申し上げていることは徹底的な研究を必要とする多くの^{ことから}のうちの一部分にすぎないのであります。私は主席公選が不可能だとは決して申ししてありません。
- 政治は現時点に於ける可能の芸術であります。現在出来ること、現在話し合いを行い、現在行うべきであります。一時間のカッコ内は後日話し合いを打ち、実行されるべきであります。
 - 私は不可能なことを取り除くためには手を介してあげたいと思っておりますが、そうかと云って実際的でない解決案を急いで見出そうとも思っておりません。ともかく現在の政治的混迷をまず解決すべきであり、その後で行政主席の公選の可能性について話し合うべきであります。
 - 法院議員の中に議員にふさわしい行動を取らぬ人がいるのであります。彼等は先ず最初に公共の利益に^{その後で自己の利益に}ついで考えるべきであり、議員が無責任である以上、その人を選んだ住民が責任ある人々とは言いきれません。公選を実現するためには住民は政治的責任をもたなくてはなりません。立法院に於ける住民代表の議員も適当な責任を承るなければなりません。これは結局、住民一人一人にかつてくることなんです。

(8) 64-294

然し私たちが如何なる変化をも、もくろむ前に先が
何よりも政治制度の正常化を図り、政治の正常化を図ることが
大切であると言う事実に注目していただく必要はあります。
住民の選んだ立法院の過半数の議員たちが
去る主権の持つべき行動によって政治的安定の
手段は達成され、今や琉球政府は更に前進して琉球
住民の利益のためなる政治を行うことができるよう
あります。

私が当地に赴任する数ヶ月分の琉球の政治
及び行政の中に混乱が生じたのであります。今年の8月1日
当地に私が来島した時に私は次のような状態、つまり
立法院には多数党はなく、行政主席は辞表を提出し、住
民の利益は数ヶ月間にかたうたがらわらわらとされていると
言う事態に直面したのであります。住民の利益のため最も
重要な課題はこの問題の解決であります。

私はこの問題の解決は高等弁務官一人では出ないもの
ではなく、琉球住民自身がその解決策を見出すことが出
来、且つ見出さねばならないとの信念を持っていました。今
尚、その信念には変わりありません。私は一つの適当な
措置について全員が同意し、それを支持し、且つそれの
基の上で格別を建設して行くよう全すべての関係者に助言
したのであります。私は助言及び援助を与えましたが、しかし
私は私の意見を他人に押しつけることを避け、調停人の役柄
にふさわしく、つとめて意識的に私の役割を制限したのであ
ります。

(9) 64-294

10月の8日から9日の夜にかけて米国民政府の建物で行われたいことに関して事実もとづかない幾らかの推測が生じているようであります。その時私は幾人かの立法院議員と会談しました。彼らは行政主席として指名しようとする特定の候補者をしぼることが不可能であったので、その解決策を話し合いました。この会談は「琉球住民が眠っている間に開催される」と時々言われているようであります。これはつまり、皆様が選んだ立法院議員は選挙民が眠っている間にも住民の利益のためを働いていくと云うことと他ならぬ、皆様はこのことを喜んでいくと違いないと私は確信するものであります。さて、その晩、明けをすぎかかって出席者全員は一つの同意に達したのであります。この候補者は会談以前に二つの派が別々でこの特定人物について支持を惜しまないと言った一致した意見に達していたのであり、私もこの選定を承認出来たのであります。皆様の指名投票が行われた際、18名の立法院議員のうち誰一人として反対者がいなかったと云うことについて大峰を不さ小なと思ます。

松岡氏を行政主席の指名候補として10月31日に指名した責任ある立法院議員たちは住民のためを働いていくのであります。そして、その結果、混乱した政治に終止符が打たれるのであります。彼らは将来の保守合同達成のための実際的な夢を實現するための一つの基礎を作ったのであります。彼らは緊急の問題を処理し、長期計画を作成し、それを實施するたけには琉球政府の立法院、行政府並びに司法府の協力が必要であることを理解しているのであります。

(10) 64-294

彼らは行政主席の地位にあつて立法院と共に切ける義務が必要であり、且つその人は米國政府とも共に切ける人でなければならぬと云うことを認識しているのではありません。松岡氏こそ、
○ が出来る人でありませう。次に取るべき段階は先週の上院臨時議会で法と秩序、安定した政府、並びに住民の福祉のために断固として争つた人たちの再結集であります。責任ある二つの政党は現在この目的のために努力しており、その成果に対して心から敬意を表します。

○ ところで皆様にとつて興味ある話を述べよう。

○ 実は先週の出発前、私に神繩自由民主党、自由党並びに神繩社会大衆党の指導者から政局の混乱は終るべきである、住民及び政府当局者は法に反することは何もなすべきでない、法に基づく以外に自由はあり得ないことを信ずる、そして高等弁務官は行政命令の枠内で行動すべきである、などと云うことを私に話していました。さ、ごく最近、

○ この健全な原則をいろいろの団体からの程度に忠実に守つたかどうかは琉球住民の判断に待つべきであります。

○ 此処に私は先週の上院日就任式が行われ、新主席の部屋で私が語つた言葉を思い出します。アメリカ

○ には一旦、選挙が終ると政党及び国民はそれまで生み出した敵意を忘れ去り、選ばれた新指導者の基に結集する、
○ 長い伝統があります。これは優れたい伝統であり、基本的に善意をもつ個人及び政党が手ねる価値のある伝統です。

(11) 64-294

然し、それは政府の合法的な行爲を阻害せんとする個人及び組織団体の暴力活動を忘れたり見逃がしたりすることを

- 意味せず。これらの暴力行爲を行つた人々には皆様の政府
- によつて法の照会して処理されるべきであります。

さて新主席が選出された今日、全米の人々には彼に支持を与えるべきであります。私は琉球列島行政府及び立法府が琉球住民の安寧福祉と琉球の経済的發展

- として、これからより大きな責任をこゝる能力が増進されて
- 達成されるより大きな自治の獲得に力を併せるよう求めます。
- これらの諸目標を達成するためアメリカ民政府は琉球政府の行政、立法の二つの部門と協力するべし。

琉球政府とアメリカ民政府は現在、民政府、琉球政府共同の長期計画組織をつくりつてあります。その目的は琉球政府の収入及び日米の経済援助を含む總体的財源を最大限に活用することにより琉球の経済成長を継続させ、促進することにあります。この計画の発展と実施は琉球の住民に全米の男女及び子供たちにとって大きな意義をもつています。何故ならばそれは琉球住民の生活水準の向上に貢献するからであります。これこそ私達全米がその時間、エネルギー、能力を打ち込むべき實際的で急を要する計画であり、少くとも現実に関与する範圍では将来に於いてしか達成されない空想的計画は後回しにすべきです。皆さんも私同様に次の事実を好むよりお断りなされておられること信じております。即ち

(12) 64-294

経済的計画に対して実際の直接的関心を抱いていない人々や琉球住民そのものに対しては何ら絶大な関心を抱いていないものであり、又、住民を自分たちの野心的、利己的または政治目的のために利用しようと努めるだけなのです。

私は皆さんが他の人々の政治的利益のために利用されたいよう注意し頂きたいと思えます。皆様は皆様の選良が解決可能な問題に努力を集中するよう要求されます。皆様は選挙投票場に出かける前に皆様の立法院議員の記録を検討することが出来、又検討すべきであります。皆様の選良が非現実的の夢に時間をかけないで住民が必要とし、希望することを立法化するべきであると強く主張することが出来ます。

たとえば日本復帰の現勢よりもむしろ将来のための計画の一例です。私たちは皆、何れも世界平和が確保

- され、共産主義の侵略に対する防衛がもたら、必要とされ
- たい状態にまで世界状況が達する日を待ち望んでいます
- たいその日こそ、故クネテ下統領の言葉にあるように「自由世界の安全に關する利害が琉球諸島の安全な日本主権への復帰を可能とするでしょう。」それまでの間、私達は政治及び経済上の分野に於いて成し遂げなければならぬ
- 多くの実際の課題をもちています。それ故、私には皆様の
- 有るに私たちが各自が分担している課題及び目標を達成するにアメリカ及び日本政府、そして特に合法的に選ばれる琉球政府当局者の協力をお求めます。

(12)

(13) 64-294

私達は皆様の祖国復帰と主席公選への正当なる希望
に考慮を払ってまいりました。同時に又、皆様方の政府関係者
が現在直ちに考慮を払うべき住民生活の向上に必要な問題
の解決も残されております。このことと念頭に、アメリ
カ政府から琉球政府への政府機能の段階的移譲を
行うための計画を立ててまいりました。皆様の生活向上を目的と
して、これらの移譲が行われていきます。そして皆様の生活向上を
目的として、これらの移譲が行われていきます。そして皆様の要望が
エネルギーを結集して、この近い将来に解決可能なこれらの
問題に対処する為、皆様が彼らに要求し続ける為、私は要望
します。皆様の夢はずっと持ち続けるべきであります。それ
が、この近い将来に実現出来ることと有り得るといふことを理
解して下さいと思います。

終りに当り、私は新主席の選出という極めて重大な課
題に直面し、これを達成すべく琉球住民及び琉球政府の
責任あるメンバーに対してお祝いの言葉を贈りたいと思っております。
今回の課題は皆々人がこの道に達成した政治責任の
程度を測る試験でした。そして、その試験に皆々人の
代表者の大部分、及び報道関係者、更に琉球住民の
皆々人は易事合格されたのであります。

規制されなければならない社会を破壊するとの暴行に対
抗し、法の秩序の維持に敢然と立ち上がった皆々人
に私は心からのお祝いと賞讃の言葉を贈るものであり
ます。

(完)

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付	別添 2枚、原簿 1枚		
副			

発送日 昭和39年11月17日
 発信 田 タイプ 枚数 10

文書課 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 1273 号 公 信 昭 和 39 年 11 月 17 日

大 臣 主 管 米 札

政 務 次 官 主 管 アメリカ局長

事 務 次 官 主 管 参 事 官

外 務 審 議 官 主 管 米 米 課 長

官 房 長 主 任

起 案 昭 和 39 年 11 月 4 日

起 案 者 持 電 話 番 号 444

切

受 信 者 在 米 武 内 大 使

発 信 者 権 名 大 臣

写 送 付 先 (希 望 発 送 日)

月 日

件 名 高 等 弁 務 官 の 最 近 の 政 情 等 に 関 する 発 言 に つ い て

GA-2 17 28 外 務 省 回 覧 番 号

米 札 1273 号

昭和39年11月17日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

高等弁務官の最近の政情等に関する発言について
 本件に関し、那覇南方連絡事務隊長より
 別添写のとおりの報告があり、左の参考までに
 送付した。

付属物空便

GA-4 外 務 省